

はじめに

平成17年の発達障害者支援法の施行及び平成28年の発達障害者支援法改正により、発達障害者の支援に関する法整備が進み、各分野での支援の取組も進んできています。

しかし、発達障害のある方々の困難は一人一人異なり、きめ細かな対応が必要であることや、必要とされる支援も保健、医療、福祉、教育、労働、司法などの様々な分野に広く及ぶことから、地域の支援者における更なる理解促進や、支援機関の相互連携等が求められています。

東京都では、発達障害者支援法に基づき、東京都発達障害者支援センターを運営し、発達障害のある方や御家族の相談支援等に対応するとともに、『発達障害者支援ハンドブック』を発行するなど、関係機関への普及啓発等を進めてきました。さらに、平成29年度からは「ペアレントメンター養成・派遣事業」を、平成30年度からは「成人期発達障害者生活支援モデル事業」を実施する等、支援の充実に努めております。

本ハンドブックは、法整備を受けた取組の広がり新たな課題を踏まえ、発達障害の特性や、支援システムの実例及び具体的な支援手法、社会資源等を中心に、平成26（2015）年版『発達障害者支援ハンドブック』を改訂したものです。

本ハンドブックの作成に当たっては、学識経験者、各分野の支援機関、関係団体等で構成する「発達障害者普及啓発事業検討委員会」（委員長：前 都立小児総合医療センター副院長 田中哲氏）を設置し、様々な御意見を頂きました。

また、取組例の紹介に当たっては、関係機関に多大なる御協力を頂きました。

本ハンドブックが、発達障害のある方々が身近な地域でライフステージを通じて適切な支援を受けられる体制整備を進めるための一助となれば幸いです。